

2016年8月22日

Japan tax alert

EY税理士法人

台湾が国際電子商取引課税案を発表

EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

www.ey.com/taxalerts

エグゼクティブサマリー

台湾財政部(台湾の財務省、以下、「財政部」)は、国外の電子商取引事業者が台湾の個人客にサービスを提供する場合、台湾の税務当局に登録し台湾で営業税を支払うよう営業税法を改正する計画を発表しました。

ハイライト

営業税法の第36条では、国外の電子商取引事業者が台湾の顧客にサービスを提供する場合は、買手にリバースチャージ方式により営業税を支払う義務が課されています。この場合の買手とは、総収入に一定率を乗じて計算される方法により、営業税の課税対象となる個人・企業を含みます。しかし、現行税制では個人の買手の自発的な納税を執行する手段がありません。さらに国外の電子商取引事業者は営業税が課されないため、台湾国内の事業者に対し不公平な優越的立場にたっています。

この問題を解決するため、財政部は国外電子商取引事業者が台湾の税務当局に登録し、営業税を支払う代理人を立てることを提案しました。この改正草案は2017年9月末までに発表される予定で、2017年には早くも施行されるとみられています。

影響

改正案の詳細は未だ検討段階ですが、施行時には国外の電子商取引事業者の営業費用は増加します。したがって、今後の展開を注視するとともに税務アドバイザーに相談することをお勧めします。

メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <http://www.eytax.jp/mailmag/> を開きます。
 2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。
- * なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がございます。



@EY_TaxJapan

最新の税務情報を配信しています。

ニュースレター全般に関するご質問・ご意見等がございましたら、下記までお問い合わせください。

EY税理士法人

ブランド、マーケティングアンドコミュニケーション部
tax.marketing@jp.ey.com

EY | Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、アシュアランス、税務、トランザクションおよびアドバイザリーなどの分野における世界的なリーダーです。私たちの深い洞察と高品質なサービスは、世界中の資本市場や経済活動に信頼をもたらします。私たちはさまざまなステークホルダーの期待に応えるチームを率いるリーダーを生み出していきます。そうすることで、構成員、クライアント、そして地域社会のために、より良い社会の構築に貢献します。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバル・ネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。詳しくは、ey.com をご覧ください。

EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、www.eytax.jp をご覧ください。

© 2016 Ernst & Young Tax Co.

All Rights Reserved.

Japan Tax SCORE 20160822

本書は、一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務及びその他の専門的なアドバイスをを行うものではありません。EY税理士法人及び他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

www.eytax.jp